

福島第一原子力発電所の 「原子力事業者防災業務計画」の修正要旨について

原子力災害対策特別措置法（1999年法律第156号，最終改正2014年法律第114号）第7条第1項の規定に基づき福島第一原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」を修正いたしましたので、「原子力事業者防災業務計画」の修正要旨について、同条第3項の規定に基づき、その要旨を以下のとおり公表いたします。

1. 修正の目的

2000年6月に福島第一原子力発電所の「原子力事業者防災業務計画」を作成したが、原子力災害対策特別措置法関連法令の改正等を踏まえ、所要の修正を行った。

2. 修正の年月日

2015年8月1日

3. 修正の要旨

（1）緊急時活動レベル（EAL）の記載充実

- ・原子力災害対策指針で福島第一原子力発電所の特有の緊急時活動レベル（EAL）が施行されたため、緊急時活動レベル（EAL）の記載内容を充実させるとともに、識別番号を設定
 - ✓ 緊急時活動レベル（EAL）の判断基準を明確化するため、警戒事態／施設敷地緊急事態（第10条と同等）／全面緊急事態（第15条と同等）に該当する事象であるかを判断するための基準に具体的な対象号機を付与
 - ✓ 関連して、通報様式に識別番号を付与

（2）社内組織改編に伴う変更

- ・組織改編に伴う組織名を変更

以 上